
令和 6 年度第 6 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 6 年 9 月 1 2 日 (木) 1 3 時 3 0 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	1 2 番	安部	寛			
会長職務代理者	1 3 番	山根	祐一			
委員	1 番	田中	孝幸	2 番	東田	輝正
	3 番	明治	良一	4 番	岸本	慶子
	5 番	衣笠	指図	6 番	横野	俊彦
	8 番	上田	正人	9 番	大谷	誠一
	1 0 番	細田	邦男			

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾	寿秋	井上	寿光
	荻原	晴雄	岸本	政明
	横山	茂	猪本	正己
	佐藤	洋一	藤田	榮一郎
	鎌谷	一也	中山	浩一
	保田	公範		

4. 欠席委員 大村 祥一郎 山本 知司 川村 忠幸
山田 裕人 公賀 義高 中嶋 美枝子

5. 議事日程

- | | | | |
|-----|------------|---------------------------------|-----------|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名 | 6 番 横野 俊彦 | 8 番 上田 正人 |
| 第 2 | 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について | |
| | 3 | 農地法施行規則第 2 9 条の規定による転用届出書について | |
| | 4 | 非農地証明願について | |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について | |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について | |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第 6 | 議案第 4 号 | 共有者等を確認することができない農地の公示について | |
| 第 7 | その他 | | |

農業委員会事務局職員	事務局長	西山 千華子	係 長	尾崎 千穂
	主 任	奥谷 真好		

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、大村祥一朗委員、山本知司委員、川村忠幸委員、山田裕人推進委員、公賀義高推進委員、中嶋美枝子推進委員の6名です。

農業委員 出席者数 11名

農地利用最適化推進委員 出席者数 11名

定足数に達していますので、令和6年度第6回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、6番 横野俊彦委員、8番 上田正人委員、この両名の方によりしくをお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、皆さまの方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようですので事務局より報告をお願いします。

事務局

はい、では報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は15件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。11ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は6件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。14ページをご覧ください。今月は1件で農業用倉庫です。問題ありませんでしたので受理しました。

報告4 非農地証明願について。2件の申請がありました。15ページをご覧ください。

【受付番号 6-1】西谷字●●●●番●、西谷字●●●●番●、西

事務局	谷字●●●●番●、西谷字●●●●番 平成年月日不詳より耕作しておらず、現在は山林及び雑種地となっています。現地確認を大谷委員、山本委員、中山推進委員及び事務局で確認し、妥当であると判断しました。 【受付番号7-2】安井宿字●●●●番、安井宿字●●●●番 平成年月日不詳より耕作しておらず、現在は原野及び山林となっています。現地確認を東田委員、川村委員、中嶋推進委員及び事務局で確認し、妥当であると判断しました。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、皆様の方でご意見等ありませんでしょうか。15 ページの非農地の関係については、これについての図面は後ろに、非農地になっているところの図面ということであります。 報告第1号につきまして、ご質問等がある人につきまして、受けたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようですので、次に行かせていただきます。 報告第2号につきまして、質問意見等がある方につきましては、お願いします。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。無いようですので、報告第3号につきましての、質疑意見等がある方はお願いします。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。無いようですので、報告第4号につきましての、非農地証明についての、質疑意見等がある方につきましては、ご意見等いただきたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようですので、続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行いたいと思います。 受付番号6-1について事務局は説明をお願いします。

事務局	はい、農地法第 3 条の規定による許可申請審議について。 受付番号 6-1 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 6-1 朗読後、説明】 土地の所在地 安井宿地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 153 m² 理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは今年農地や宅地等を相続されましたが、管理に困っておられ、知り合いの譲受人の●●●●さんに相談をされたところ、●●さんが買い受けることで話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●さんは所有する農地はありませんが、今回譲り受けられる農地は柿が栽培されており、そのまま柿を作られる予定です。 通作については、車で 20 分程度ですが、通作をされるということですので、問題ないと思われます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●さんは、農業従事の経験はありませんが、申請地ではそのまま柿の木を管理し、草刈り管理もされるということですので、問題はないと思われます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き柿を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、2 番 東田輝正委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
東田委員	2 番の東田です。議案 6-1 の現状は柿畑の件でございます。譲渡人の●●●さん、譲受人の●●●さんに 9 月 3 日に電話でお話をさせていただきました。譲渡人の●●●さんは、親族等が地元になくて、柿畑の管理ができないため、知り合いの●●●さんに譲られるようがあります。電話ですが、譲渡人の●●●さんに譲受人の●●●さんに柿畑の管理をしてくださいとのことをお願いをし、また、私も●●●さんに柿畑の管理をしていただくことをお願いをいたしました。●●●さんから管理をしますとの返答をいただきました。いいと思います。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いします。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 6-1 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 7-2 と 8-3 につきましては、同じ方に事前調査等をお願いしておりますので、2 件一括して説明をお願いしたいと思います。
事務局	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について。 受付番号 7-2 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 7-2 朗読後、説明】 土地の所在地 大坪字地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 309 m ² 理由につきましては、所有者の●●●●さんは高齢で、現在県外に居住されているため耕作ができないということで、以前から不動産屋を通じて売渡しを希望されておりました。この度、その売地の看板を見られた譲受人の●●●●さんが、不動産屋さんを通じて買受の申込みをされ売買することとなったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは自己所有農地や借り入れた農地で水稻や野菜を栽培されております。今回譲り受けられる農地では、引き続き野菜を栽培される予定です。 通作については、自宅から車で 40 分程度であります。息子さんの家が申請地の隣に立つ予定となっておりますし、自分も通作をされるということですので問題はないと思われます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人は、50 年程度農業従事期間がありますし、奥さんも 50 年程度従事期間がありますので、問題はないと思われます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

事務局

続きまして、受付番号 8-3 について説明します。

【議案第 1 号 受付番号 8-3 朗読後、説明】

土地の所在地 大坪字地内

登記地目：田 現況地目：畑

面積 444 m²

申請地は、先ほどの受付番号 7-2 の申請地の隣地になります。

理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは高齢で現在施設に入所されており、耕作ができないため、以前から不動産屋を通じて売渡しを希望されておりました。この度、その売地の看板を見られた譲受人の●●●●さんが、不動産屋さんを通じて買受の申込みをされ売買することとなったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは自己所有農地や借り入れた農地で水稻や野菜を栽培されております。今回譲り受けられる農地では、引き続き野菜を栽培される予定です。

通作については、自宅から車で 40 分程度であります。息子さんの家が申請地の隣に立つ予定となっておりますし、自分も通作をされるということですので問題はないと思われます。

農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人は、50 年程度農業従事期間がありますし、奥さんも 50 年程度従事期間がありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。受付番号 7-2 と 8-3 につきましては、3 番 明治良一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

明治委員

はい、3 番明治が報告します。9 月 3 日に、譲渡人の●●さん、●●さんと連絡を取りました。先ほど事務局の方から説明があったとおり、かなり高齢だという事、それから、もう帰ってここを耕作する意思はないということは、電話で確認をいたしました。譲受人の●●さんの方に関しても、9 月 3 日に電話で確認をしております。これも先ほど事務局から説明があったように、息子さんが隣接地で家を建てて、そこで畑を耕作をするという事ですので、それが隣ですので、ちょっと遠いですがけれども、経験もあるようですし。これから続けて野菜を作るという事ですので、問題ないと思います。以

明治委員	上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。そうしますと、受付番号 7-2 の審議の方に入りたいと思います。質問意見等がある方はお願いします。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に入りたいと思います。受付番号 7-2 につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 7-2 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 8-3 について審議を行いたいと思います。質問意見がある方につきましては、よろしくをお願いします。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に入らせていただきます。受付番号 8-3 につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 8-3 について、申請どおり決定いたします。
議長（会長）	続きまして、受付番号 9-4 と 10-5、これにつきましても、受け入れ等の方が同じになっておりますので、内容的に事務局の方から一括して、説明の方をよろしくお願ひしたいと思います。
事務局	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について。 受付番号 9-4 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 9-4 朗読後、説明】 土地の所在地 東地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 557 m ² 土地の所在地 東地内 登記地目：田 現況地目：畑

事務局

面積 105 m²

理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは町外に居住されており、町内におられた祖父が亡くなられてからは耕作ができず、どなたかに譲り渡したい意向がありました。この度、申請地の周辺を耕作しておられる譲受人の●●●●さんへ相談されたところ、売買の話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●●さんは、自己所有の農地や借り受けた農地で水稻や野菜を栽培されており、今回譲り受けられる農地では、野菜を栽培される予定です。

通作については、自宅から 1 km 程度であり問題はないと思われます。

農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人は、30 年程度農業従事期間がありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

続きまして、受付番号 10-5 について説明します。

【議案第 1 号 受付番号 10-5 朗読後、説明】

土地の所在地 東地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,580 m²

土地の所在地 東地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 2,193 m²

土地の所在地 東地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,736 m²

譲渡人の●●●●さんは、先ほどの受付番号 9-4 の譲渡人である●●●●さんのお母さんになります。

理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは、2 年前に申請地を相続されましたが、町外に居住のため、譲受人の●●●●さんへ貸しておられました。この度、その農地貸借の更新手続きにあたり、譲受人の●●●●さんへ譲りたい旨相談をされ、売買の話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲

事務局

受人の●●●●さんは、自己所有の農地や借り受けた農地で水稻や野菜を栽培されており、今回譲り受けられる農地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

通作については、自宅から1km程度であり問題はないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、30年程度農業従事期間がありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、14番 川村忠幸職務代理に事前調査をお願いしていますが、本日は欠席でありますので、事務局より受付番号9-4と10-5につきまして報告をお願いします。

事務局

川村委員さんより、調査報告をお伺いしておりますので、報告します。

9月2日に電話で確認をしました。●●●●さん、●●さんは、鳥取市に住んでおられます。前の所有者である、●●さんの亡祖父、●●さんの亡父にあたる●●●●さんが生前の頃は、●●さんの土地については、亡祖父が耕作されておられましたが、お亡くなりになってからは、耕作できない状況にありました。●●さんの農地につきましては、亡父●●●●さんが生前の頃より、●●さんに貸しておられたということです。

この度、貸しておられた農地の契約更新に伴いまして、●●さんの土地も含めて譲りたいという事を●●さんに相談され、話がまとまり譲渡することとした。●●さんも、●●さんからの依頼を受けて、お受けすることとしたということです。

●●さんは、担い手の方でもあり問題ないと思います。ということで報告をいただいております。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。そうしますと、受付番号9-4の審議を行いたいと思います。意見のある方はよろしくをお願いします。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 9-4 について、申請どおり決定いたします。 次に、受付番号 10-5 について、審議を行いたいと思います。質問意見等がある方につきましては、よろしくお願いします。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決に入らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 10-5 について、申請どおり決定いたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号 4-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について。受付番号 4-1 について説明をします。議案書の 3 ページをご覧ください。 【議案第 2 号 受付番号 4-1 朗読後、説明】 土地の所在地 用呂地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,933 m²のうち 220 m² 資料については、議案書の 4 ページから 8 ページに付けています。 場所については、議案書の 4 ページから 6 ページに図面を付けていますが、用呂集落から南に 1,500m に位置する農地になります。土地利用計画図は 7 ページに付けています。 転用理由につきましては、鉄塔建替工事に伴い建設地点の地質調査を実施したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

事務局

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、農用地区域内農地に該当します。許可根拠は一時転用です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側・西側は田、北側は農道、南側は用水路であり、隣接地の同意は得られています。

また、雨水は自然流下で地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。以上です。

【スライド現地説明】

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、6番 横野俊彦委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横野委員

はい、6番横野です。4-1について報告をさせていただきます。場所は、地図にあるとおり、あともう何枚か行ったら若桜町に入っていくような、用呂の上の辺りに位置します。この田んぼの隣、549の田んぼになります、右下の所です。その川側のところに、現在鉄塔が建っておりまして、その鉄塔が90年位経っているということで、これを立て替えしたいという事です。9月3日に両者の方に電話をさせていただきました、確認をさせていただきましたけれども、内容的には先ほどお話したとおり、鉄塔建て替えのためのボーリング調査ということで、双方合意をされておりましたので、特に問題はないというように考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等ある方につきましては、お願いしたいと思います。

明治委員。

明治委員

3番、明治です。田んぼのど真ん中に鉄塔を建てるという事ですけれども、建ててからの田んぼの維持というのは大丈夫なんですかね。後々、耕作放棄地になるようなことは、心配ないですか。

議長（会長）	事務局、それについては、何か確認しておられますでしょうか。
事務局	鉄塔の建つ位置なんですけれども、実際に建つ場所はもう少し川よりになるということです。今回は調査のために、図に示したところの地点で地質調査を行うという事でした。実際に鉄塔が建つ場所が決まりましたら、鉄塔に関しては転用許可不要の案件になるんですけれども、県の方と協議をして、周辺農地への影響がないか等の協議を経て、鉄塔が建つことになるかと思います。以上です。
議長（会長）	明治委員。
明治委員	じゃあ、次回また、これは出るわけですね。議題として。
議長（会長）	この件については出てきません。
明治委員	転用議案でしょ、次は。
議長（会長）	転用案件ではないということのようです。これについては、許可不要の物件ということであるということで、委員会等の関係についての審議、許可は必要ないという事のようにです。その鉄塔とかそういう物について、その辺の内容がですね、今日は資料等を用意しておりませんので、次回、許可申請外のものというものの一覧表を作って、委員会に出させていただくということで、ご了承していただけますでしょうか。
明治委員	分かりました。
議長（会長）	ありがとうございます。では、事務局お願いします。 その他、ご意見等ある方につきまして、よろしくお願いします。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に入らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

会長（議長）	についての審議を終了します。 続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 9 ページをご覧ください。 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和 6 年 8 月 3 0 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。整理番号 119-1 から 281-163 について説明します。 この度は貸借のみです。この度、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 427, 857.69 m² (283 筆) と既に機構へ集積されている農用地 211, 580 m² (137 筆) を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人 5 社へ、567, 486.69 m² (373 筆)、その他 8 名の個人耕作者へ 71, 951 m² (47 筆) を貸付けます。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号 119-1 から 281-163 につきまして、審議を行いたいと思います。これにつきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号 119-1 から 281-163 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 共有者等を確知することができない農地の公示について事務局は説明をお願いします。
事務局	共有者等を確知することができない農地の公示について。議案書の 74 ページをご覧ください。 受付番号 1-1 について説明します。 【議案第 4 号 受付番号 1-1 朗読後、説明】

事務局

土地の所在地 隼郡家地内
登記地目：田 現況地目：田
面積 600 m²

該当条項 農地中間管理事業の推進に関する法律第 22 条の 2 第 2 項

当議案は、借り受け希望があった農地について、登記所有者の死亡後、相続登記がなされておらず、農地中間管理機構の要請を受けて農業委員会が戸籍等で探索を行っても、なおその農地の貸借に必要な法定相続人による過半の同意を得ることができないため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 22 条第 3 項の規定に基づき、共有者等を確認することができない旨公示することについて採決を求めるものです。

先月の農業委員会では、所有者が確認できない農地について貸借する場合の公示について審議をいただきましたが、この度は、相続人の過半を超える共有者が確認できないため、公示を行うものになります。

この制度について、簡単に説明をさせていただきます。

農地の貸し借りについては、登記上の所有者本人が地権者、つまり貸渡人として申請を行います。登記上の所有者が死亡している場合、農地の法定相続人の過半の同意が必要と定められております。また、農地を中間管理機構に貸し出す場合には、農業委員会は機構の要請を受けて、未相続の農地について探索し、相続人を調査することができます。この過半の共有者が判明せず、過半の同意が得られなかった場合、2 ヶ月間公示を行います。その間に異議がなかった場合、機構を通して農地の貸借を行うことができます。公示は役場の掲示板並びに町のホームページに掲載します。

この度の対象農地の登記上の所有者は●●●●さんですが、令和 3 年 1 月に亡くなりました。現在、担い手の●●●●さんが借り受けて耕作をされており、その契約が令和 6 年 12 月 31 日で満了します。その更新手続きにあたり、農業委員会で戸籍等により探索を行った結果、今回の対象地の隣地の所有者で、同様に●●●●さんへ貸付けを行っており、●●さんの甥である●●●●さんが町内に在住と分かり、●●さんから中間管理機構を通じて、●●●●さんへ再度貸付けを行うものです。

この 2 ヶ月の公示期間中に共有者である方から異議があった場合は、その申出者に利用意向調査を実施し、利用意向があれば有効利用について協議を進めることとなります。また、異議がなかった場合は、その旨を鳥取県農業農村担い手育成機構へ通知し、以降は通常の農用地利用集積等促進計画と同様に県の認可、公告を受けて利

事務局	用権が設定されます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等ある方につきましては、お聞きしたいと思います。 大谷委員さん、何かありますか。
大谷委員	今回、たまたま、身寄りの方がおられたんですけれども、なかった場合も告示をすれば、告示をして名乗り出る人がいなければ、同じようなことになるんですかね。
事務局	そうです、全くないということになれば、先月審議していただいたパターンになります。
大谷委員	はい、ありがとうございます。
議長（会長）	ちょうど今が更新時期になるのが非常に多いようになっておりまして、その関係で農業委員会の方から書類等を出す方が分からないということがあります。そういうことに対しての公示、今、事務局での作業がですね、多忙の中でやっておられるということだと思います。 皆さんの方で、他に何かご意見等がありましたら。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	では、意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり公示を行うことに決定いたします。 以上で議案第4号 共有者等を確知することができない農地の公示についての審議を終了します。 続きまして、日程第7 その他について、事務局より説明願います。
事務局	1. 第5回定例委員会での質問事項等について 2. 資料提供 3. 次回の農業委員会開催日時について

事務局	次回の農業委員会は 10 月 10 日（木）13 時 30 分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。事務局からの説明は以上でありますけれども、その他、委員の皆様から何かご質問等あれば、全体的な事ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第 5 回農業委員会を終了させていただきますと思ひます。 終了（14 時 35 分）